

4. 環境政策

4.1 NEAP – SP

NEAP – SP の 6 グループは、資料 図 4.1. 1 の組織図に示すように、各サブプログラムはそれぞれ環境省、環境省下の機関あるいは州政府機関にマネージャーを置いて立案・計画され、各 SP 毎の実施委員会（Support Programme Implementation Committee : SPIC）で採択された計画は、計画省や州政府調整メンバーからなるプログラム管理実施ユニットとの調整を経て、年 4 回の NEAP-SP 運営委員会(Programme Steering Committee: PSC)にかけられ、管理、作業計画、予算、法的拘束、政治的な解決等が審議される。この時点で、環境セクターの国際支援機関からなるグループ（Environment Donors Coordination Group: EDCG）と資金提供先を調整する。

以上のプロセスは、UNDP 主導で運営されている。

2002 年 9 月（第 1 回）および 2003 年 4 月（第 2 回）のプログラム運営委員会において実施が承認されたプログラムを示す。

2 回の委員会で合計 25 件、約 10 億 Rs.のプロジェクトが承認されているが、約 45%を占める EPA の組織・施設強化プロジェクトを除けば、環境汚染対策(SP2)、生態系管理(SP3)、草の根活動支援(SP4)の各分野がそれぞれ 15%前後の配分となっている。

NEAP-SP は、環境と貧困の関連に基礎を置いた NEAP の実現化を促進するための枠組みであり、従来プロジェクトの計画、州政府の承認、連邦政府の承認、国際機関からの支援交渉という過程に長期間を要することが多かったことに対して、よりスピーディにかつ的確にプロジェクトを実施段階に移行できるシステムとして創設されている。しかし、上記承認はプロジェクトの妥当性を審査した結果であるが、国際援助機関からの財政的な支援については、承認後 UNDP の率いる EDCG との交渉が必要であり、UNDP 独自の支援規模も限られていることから、実際に資金援助が決定しているプロジェクトは少ない。

承認されたプロジェクトは、それぞれ「パ」国国内の実施機関が考える環境問題解決に向けたニーズを反映しているものではあるが、資金的な裏付けを得るためには支援機関の援助方針やスキームとの調整をプロジェクト形成の段階から取り入れていないことが問題と考えられる。

このため、現状では依然従来方式での対外支援要請手続も主要なものとして存続している。

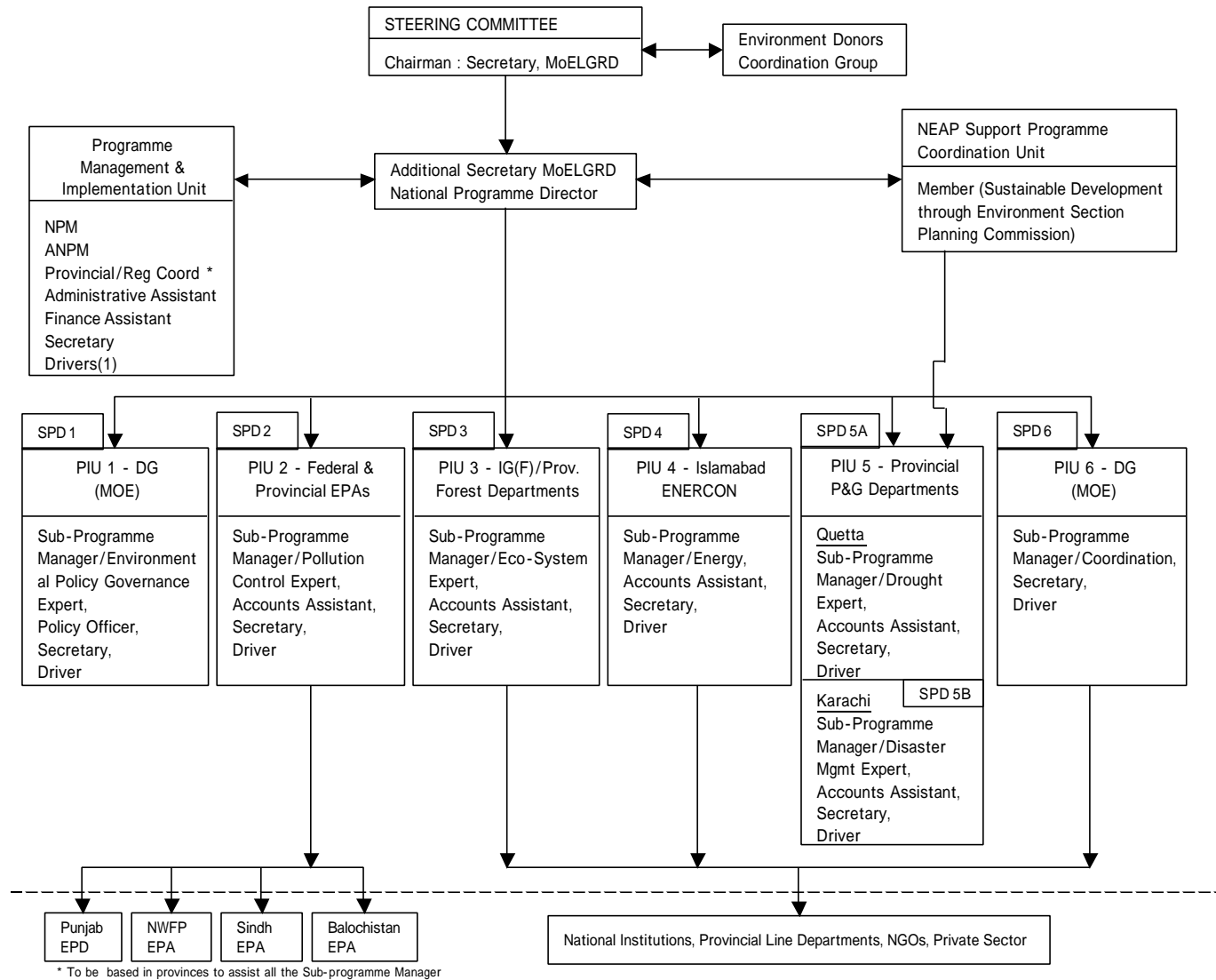
また、一方では NEAP-SP の枠組みのなかでも EDCG の調整を経ないで、二国間援助を採択する方法も検討されている。

資料表 4.1. 1 List of Projects (Approved in PSC held on 12.9.2002)

| S. No. | Name of Proposal | Cost (Rs. In Million) |
|--------|---|-----------------------|
| 1 | Promotion of Environmental Education at School and Collage Level | 26.988 |
| 2 | Environmental Awareness and Education in AJK | 22.706 |
| 3 | Vehicular Emission Control Program | 29.000 |
| 4 | Monitoring Forest and Land Use by using Geographical Information System and Remote Sensing in Pakistan | 56.894 |
| 5 | Rehabilitation Indus Delta Mangrove Ecosystem | 25.400 |
| 6 | Ecosystem Management and Natural Resource Conservation in Deh Akro-II Wildlife Sanctuary | 20.000 |
| 7 | Establishment of National Botanical Garden at Islamabad: Phase-I | 4.000 |
| 8 | Increasing Tree Cover on the Farmlands of Punjab with the involvement of Local Communities | 28.560 |
| 9 | Industrial Energy Conservation Technical Training Programme | 25.920 |
| 10 | National Programme on Boiler Efficiency Improvement | 33.500 |
| 11 | Implementation of Environment Friendly activities through Community Participation on a Sustainable Basis, under NEAP-SP | 182.029 |
| 12 | Strengthening of EPAs | 445.000 |
| 13 | Construction of Sewerage Treatment Plant and Rehabilitation of Existing Pump Station & Sewerage System in Kasur | 12.000 |
| 14 | Establishment of Mobile Vehicular Emission Testing Station for Zonal Office of EPA | 8.5000 |
| | TOTAL COST | 920.497 |

資料表 4.1. 2 List of Projects (Approved in PSC held on 23.4.2003)

| S. No. | Project Title | Cost (Mill Rs) | Related to |
|--------|---|----------------|---------------------|
| 1 | Installation of 100 Pully Hand Pumps in Village Nasitta/Miangan Village, Charsadda | 0.225 | Grassroots |
| 2 | Promotion of Agroforestry and horticulture through Community Participation / Takht Bhai | 0.265 | Grassroots |
| 3 | Environment & Natural Resource Management System, Rajkot (Muzaffarabad) | 0.450 | Grassroots |
| 4 | Protection and Commercial Harvesting of Medicinal Plants in Babusar Valley Chilas | 0.540 | Grassroots |
| 5 | Construction a Pipe Irrigation Water Channel, Murtazabad (Khawardu) Sakurdu | 0.672 | Grassroots |
| 6 | Community, District / Teshil Government & PVDP Based Initiative for Improved EM&NRC/20 | 0.486 | Grassroots |
| 7 | 25/75 Environment Improvement Programme Under Self Monitoring & Reporting System | 51.270 | Pollution Control |
| 8 | Rehabilitation of Rangelands of Pothwar Tract of Punjab through Participation of Local Communities | 24.154 | Ecosystem Mgmt & NR |
| 9 | Utilization of Water from M-2 Dam for Irrigation & Drinking Purposes, Introduction of Energy Conservation through Drip Irrigation, Slopping Agriculture Land Technology & Plant Based Cottage Industry in Islamabad Capital Territory | 2.172 | Energy Conservation |
| 10 | Installation of Afridev hand pumps (deep hand pumps for drinking water) | 41.520 | Pollution Control |
| 11 | Establishment of National Botanical Garden at Islamabad Phase-I | 4.000 | Ecosystem M & NR |
| | TOTAL | 125.754 | |



資料 図 4.1.1 NEAP-SP 組織図

4.2 環境関連法規および制度

(1) 環境保護法 (PEPA-97)

唯一の環境法規であった環境保護法令(PEPO-83)が基礎的な環境組織の設立と高次の政策決定に限られていたため、連邦および4州に環境保護庁(Environmental Protection Agencies: EPAs)が設置され、環境基準(NEQS)の運用開始や環境アセスメントが実施に移されたものの、財政、人員の不足から十分に機能してはいなかった。

1997年制定の環境保護法は、環境に関する広範囲の汚染防止・管理のための包括的法律として制定され、環境裁判所や環境執政官および汚染者責任による課徴金制度、市民が受けた環境損害に対する裁判制度などを規定した。また、具体的な環境施策の実施は、州持続的開発基金(Provincial Sustainable Development Fund)の設立などと併せて地方分権化により各州政府に委ねられることとなった。

この法律で定める主な項目は以下のとおりである。

- 1) 国家環境保護審議会の設置と機能・権力の規定
- 2) 国家環境保護庁の設置と機能・権力の規定
- 3) 州政府環境保護局の設置と機能・権力の規定
- 4) 州持続的開発基金の設置と管理
- 5) 特定排出物と放出物の禁止、汚染課徴金制度
- 6) IEE/EIA
- 7) 危険廃棄物の輸入禁止・危険物の取扱い
- 8) 自動車の規制(基準以上の排出ガス、騒音に対する軽減装置の設置、適正燃料の使用)
- 9) 環境保護指令書(Pak-EPA, P-EPAが汚染者に出す改善命令)
- 10) 罰則: 最大百万Rs.の罰金。改善されない場合には1日あたり最大10万Rsの追徴金。環境裁判所における環境執政官による裁定。など
- 11) 監督する公務員等による共謀や見逃しに対する裁定
- 12) 環境裁判所・環境執政官の設置と法的権力、裁判所・執政官への訴え
- 13) 環境保護令(PEPO-83)の廃棄

(2) 環境基準(National Environmental Quality Standard)

「パ」国の環境基準(National Environmental Quality Standard: NEQS, 1993)は、1993年に「パ」国環境保護条例(Pakistan Environmental Protection Agency Ordinance, 1983)の規定に従って見直し、制定されている。この基準はさらに排ガス・排水規制値が見直しされ、2001年に改訂版が公布されている。

NEQSは、都市下水・工場の排水基準(NEQS for Municipal And Liquid Industrial Effluent)、工場排ガス基準・一般大気環境基準(NO_xのみ)(NEQS for Industrial Gaseous Emission)、自動車排ガス・騒音基準が定められている。

各環境基準値については、大気質、水質、その他公害の章で示した。

(3) 環境影響評価(IEE/EIA)

「パ」国における環境影響評価（初期環境影響評価 IEE / 環境影響評価 EIA）は、「パ」国環境保護法に基づいた環境影響評価法（Pakistan Environmental Protection Federal Agency Review Of Initial Environmental Examination And Environmental Impact Assessment Regulations,2000）及び環境アセスメント手順書（Policy and procedures for the filing, review and approval of Environmental assessment, 2000）があり、これらに従って実施されることとなっている。

なお、IEE / EIA を実施するにあたっては、下記ガイドライン等を活用して進めることが求められている。

環境影響報告書の作成と審査のためのガイドライン（Guideline for preparation and review of Environmental Reports）

公聴会開催のためのガイドライン（Guideline for public consultation）

環境影響を受けやすい地域及び環境汚染が著しく進行している地域に対するガイドライン（Guideline for sensitive and critical areas）

国家環境基準（National Environmental Quality Standard）

(4) 州持続的開発基金（PSDF）

PEPA-97 で規定されたこの基金は、各州に設けられ、連邦政府、州政府からの供与・借款や国際援助機関からの特定の義務を伴わない資金提供および民間からの寄付によって運営される。PSDF は、環境関連のプロジェクトを支援する目的および委員会の意見に従って PEPA の目的にかなう環境目標の達成のために使用される。

因みに、NWFP では 2003 年度 3 百万 Rs を SDF の維持に予算を割り、スイス開発庁（SDC）は 5 百万 Rs. の無償資金提供をブリッジしていると言われている。

4.3 環境関連機関

MOELGRD、各州 EPA 以外の環境関連機関として以下のような組織があげられる。

(1) 連邦政府機関

食糧・農業省

灌漑用水利用の効率化による湛水被害、塩水化の軽減

保健省

健康と環境の行動計画策定及び水因性疾病の疫学調査と予防

科学技術省

医療廃棄物の管理（環境省との共同によるガイドライン、焼却施設設置マニュアル作成）

科学技術省 水資源研究所

全国水質調査（飲料水源）の実施

(2) 州政府および郡政府

州政府自治・地方開発部

地方分権政策により、実際の環境関連プロジェクトの立案・計画・実施を行う責任を有する組織である。

県（District）

給水、廃棄物回収・管理など市民行政サービスを実際に行う。運営維持費は、市民から戸別に徴収してまかなう原則であるが、種々の要因で十分なサービスを確保できていないことが多い。特に、廃棄物最終処分場の新規確保など多大な予算を必要とする事業には、州政府の資金提供が必要であるが、一般に州財政の対応は不十分である。

(3) 国際支援機関

UNDP

2002 年より 5 年間の NEAP-SP に対して総額 42 百万ドルの資金援助を表明し、準備、組織運営、技術的支援を行うほか、SDC, NORAD, SIDA など環境援助調整グループをリードしている。

SDC

NWFP、北部地域を中心に保全戦略の策定、森林資源の持続的管理、貧困削減等のプロジェクトを継続して支援している。

GTZ

過去 30 年以上の支援実績があるが、1998 年に「パ」国の核実験に際して中断した活動は、2000 年 10 月にドイツが「パ」国をパートナー国家と認めたことにより、再開された。1998 年以前は、NWFP での貧困地域での住民参加型廃棄物管理プロジェクトや車輛排気ガス検査所の設立など環境関連プロジェクトを含む持続可能な開発のプロジェクトに対して支援していたが、2000 年以降はデモクラシーの向上、市民活動や行政能力の強化、教育・保健分野へ支援の

方向性をシフトしている。

(4) 公的な独立機関

カラチ港監督署海洋汚染監督部 (Marine Pollution Control Department, Karachi Port Trust (KPT))
連邦政府の独立機関であり、港湾の環境保全のための監督を行い、港湾内の廃棄物処理、流出オイルの回収処分の他、流入河川からのゴミの処分、入港する船舶からの排出監視などを行い、近年は周辺のマングローブ林保護活動も行っている。

(5) NGO など

「パ」国環境保護財団 (PEPF)

NGO ではあるが、無給で奉仕する政府高官退職者を中心として組織され、財政的には連邦および州政府からの拠出金を主な資金として活動している。活動内容は、環境教育、環境キャンペーンなど環境意識向上のための衆知活動や顕彰活動が主体である。

国際自然保護連合 (IUCN)

1980 年代から、「パ」国政府の要請により NCS 制定に携わり、92 年の NCS 制定後も政府機関と NGO をメンバーとして自然環境保護分野を中心に連邦政府、州政府の環境プログラムについて計画・実施・管理を行っている。

世界自然保護基金 (WWF)

これらの他、特に森林保全等の生態系保全分野や環境教育分野においては、多くの国内および国際的 NGO が活躍している。

(6) 民間

パキスタン皮なめし業組合 (PTA) :

オランダ開発庁と連邦政府・シンド州政府から資本の 9 割を受けて、カラチの工業地帯に集中する皮なめし業工場 100 社以上の排水を対象とした処理施設を建設中であり、来年の完成を予定している。